

ヘイトスピーチと人権



ヘイトスピーチとは

近年、日本では、特定の民族や国籍の人々などを地域社会から排除しようとする差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会的関心を集めています。このような言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりするだけでなく、人々に不安感や嫌悪感を与えることにもつながります。

日本で行われているヘイトスピーチについては、国連の人種差別撤廃委員会や自由権規約委員会から懸念が示されました。とりわけ外国人が多数居住する地域などで深刻な被害が見られます。

このような状況に対して日本では、ヘイトスピーチは許さないという理念を示し、ヘイトスピーチのない社会の実現を目指す「ヘイトスピーチ解消法」が2016（平成28）年6月に施行されました。法律の整備によって、「不当な差別的言動は許されない」ことを国内外に宣言したことは非常に大きな意味があります。



第 2 8 8 号

2026年3月1日発行

編集・発行

和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL0774-78-3488

FAX0774-78-3212

ヘイトスピーチは、その標的となった集団に属する人の尊厳を取り返しがつかないほど傷つけ、ときには心身を害するほどの言葉の暴力になります。

ヘイトスピーチに関する実態調査では、日本で起きているヘイトスピーチは大きく3つに分類されています。

- 1 特定の民族や国籍に属する集団を一律に排斥する内容
(「日本から出ていけ」「国に帰れ」など)
- 2 特定の民族や国籍に属する集団の生命、身体等に危害を加えるとする内容
(「皆殺しにしろ」など)
- 3 特定の民族や国籍に属する集団を蔑称で呼ぶなど、ことさらに誹謗中傷する内容
(「ゴキブリ」「ウジムシ」など)



差別、暴力、脅迫などを引き起こし、より深刻な人権侵害を招くことにもなります。

みんなの力でヘイトスピーチのない社会を

グローバル化が進む今日、日本の社会には、すでにたくさんの外国の人が暮らしています。私たちも海外に行けば、外国人です。民族や国籍に関わらず過ごしやすい社会は、すべての人にとって過ごしやすい社会ではないでしょうか。

日常生活で意見や利害の対立が起こったとき、相手を攻撃したり、言い負かしたりしたいと思うことがあるかもしれませんが、しかし、その理由として相手の人権、民族など、自分では決めようがなく、みずから責任のないことを持ち出すことは、他人の個性を認め合い、お互いに尊重しあって生きていくことを妨げてしまいます。

ヘイトスピーチは、極めて深刻な人権問題です。「ヘイトスピーチは許されない」宣言したヘイトスピーチ解消法を実りあるものにするのが、わたしたち一人ひとりに求められています。

ヘイトスピーチを許さない社会を、
わたしたちで作っていきましょう



出典：京都府「ヘイトスピーチと人権」パンフレット

みんなで築こう 人権のまちづくり



令和8年度 受講生募集のお知らせ 編み物教室・健康体操教室・工作教室



和東町人権ふれあいセンターでは、学習や交流、並びに健康の維持・向上を図りながら、地域福祉の向上を目指し、センターの役割、その事業に対する住民の理解や参加が更に進むようにとの考えから、交流事業としての文化教室を定期的で開催しています。

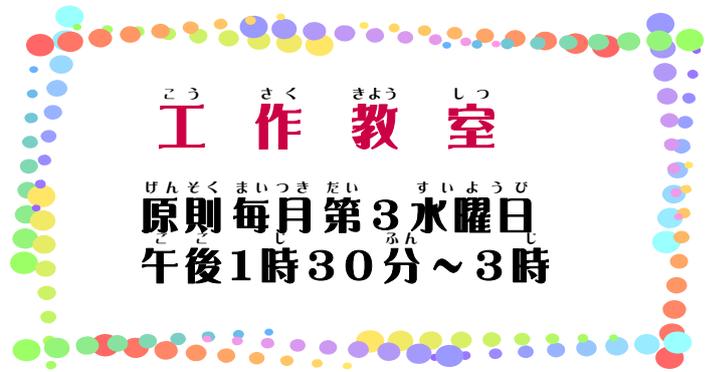
編み物教室

原則毎月第1・3火曜日
午後1時30分～4時



工作教室

原則毎月第3水曜日
午後1時30分～3時



詳細、申込方法はれんけい
3月号の折込チラシをご
確認ください。

健康体操教室

原則毎月第1月曜日
午後1時30分～3時



ひとりで悩まずご相談ください。

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

3月の相談日

月日…3月27日(金)
時間…午後1時30分～4時
場所…人権ふれあいセンター

人権啓発課(人権ふれあいセンター内)でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先
和東町人権啓発課
(人権ふれあいセンター)
TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212

